

岩倉市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第76条の規定による補装具費の支給の対象とならない軽度・中等度難聴児の保護者に対し、難聴児の言語習得及び教育における健全な発達を支援するため補聴器の購入又は修理（以下「購入等」という。）に要した費用（以下「購入費等」という。）を助成する岩倉市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業（以下「事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 この事業による岩倉市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成金（以下「助成金」という。）の交付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者（以下「難聴児」という。）の保護者（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条に規定する保護者をいう。）とする。

- (1) 市内に住所を有する18歳未満の者
- (2) 法による補装具費の支給対象とならない聴力レベルの者のうち、両耳の聴力レベルが30デシベル以上（原則として聴性脳幹反応等の他覚的聴力検査法によって測定されたものに限る。）である者
- (3) 医師（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する指定医又は法第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関において聴覚障害に係る医療を主として担当する医師をいう。以下同じ。）が、補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できると判断した者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付の対象としない。

- (1) 当該助成に係る難聴児又はその属する世帯の他の世帯員の中に、第5条の規定による申請のあった月の属する年度（当該申請があった月が4月から6月までの間にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に掲げる市民税の所得割の額が46万円以上である者がいる場合

(2) この要綱の規定に基づき助成金の交付を受けて補聴器を購入した者が、当該助成金の交付決定の日から5年を経過するまでの間に補聴器を再購入する場合

(3) 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令に基づく補聴器の購入費等に係る助成を受けている場合

（助成の対象となる補聴器）

第3条 助成の対象となる補聴器の名称及び修理部位は、購入の場合にあつては補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年厚生労働省告示第528号。以下「告示」という。）別表の1の(5)の補聴器の項に掲げるもの、修理の場合にあつては告示別表の3の(5)の補聴器の項に掲げるものとする。この場合において、告示別表中「高度難聴用」とあるのは、「軽度・中等度・高度難聴用」と読み替えるものとする。

2 助成の対象となる補聴器は、装用効果の高い側の耳の片側装用のものとする。ただし、教育・生活上において真に必要と認められる場合は、この限りでない。

3 助成の対象となる補聴器の修理は、この要綱に基づき購入した補聴器の修理に限るものとする。

（助成金の額）

第4条 助成金の額は、告示別表に掲げる価格又は購入費等のいずれか低い額（以下「基準額」という。）の3分の2（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）とする。

2 前条第2項ただし書の規定が適用される場合の助成金の額は、片側ずつそれぞれについて算定した額を合算した額とする。

3 第1項の規定にかかわらず、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯又は市民税非課税世帯に属する者に対する助成金の額は、基準額の全額とする。

（助成の申請）

第5条 対象者は、助成金の交付を受けようとするときは、補聴器購入費等助成申請書（様式第1）及び次に掲げる書類（以下「添付書類」という。）を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、当該添付書類により証明すべき事項を公簿等によって確認することができるときは、当該添付書類を省略することができる。

(1) 補聴器購入費等助成についての意見書（様式第2）

(2) 補聴器の購入等に係る見積書

(3) 世帯員の課税証明書

（助成決定等）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成の可否を決定し、補聴器購入費等助成決定通知書（様式第3）又は補聴器購入費等助成却下通知書（様式第4）により当該申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補聴器の購入費等の助成を決定したときは、当該決定を受けた者（以下「助成決定者」という。）に対し、補聴器購入費等助成券兼代理受領委任状（様式第5）（以下「助成券兼委任状」という。）を交付するものとする。

（補聴器の購入等）

第7条 助成決定者は、市長が契約を結ぶ事業者（以下「補装具業者」という。）から補聴器の購入等をしなければならない。

2 助成決定者は、補聴器の購入等に当たっては、当該補聴器の購入等に要する費用から助成決定を受けた助成金の額を差し引いた額を補装具業者に直接支払うものとする。

3 助成決定者は、前項の支払をしたときは、助成券兼委任状を補装具業者に提出するものとする。

4 前2項の規定にかかわらず、助成決定者は、補聴器の購入等に要する費用の全額を支払うことができる。この場合においては、第1項の規定は適用しない。

（補装具業者への支払等）

第8条 補装具業者は、前条第2項の規定により助成決定者から助成券兼委任状の提出を受けたときは、請求書に当該助成券兼委任状を添えて、市長に請求しなければならない。

2 助成決定者は、前条第4項の規定により補聴器の購入等に要する費用の全額を支払ったときは、請求書に助成券兼委任状及び当該補聴器の購入等に係る領収書の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

3 市長は、前2項の請求があったときは、請求書を受け取った日から起算して30日以内に助成金を交付するものとする。

（目的外使用の禁止）

第9条 助成決定者は、当該補聴器を購入等の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(他の事業による助成との調整)

第10条 補聴器の購入費等の助成は、他の事業に基づく助成であって補聴器の購入費等の助成に相当するものを受けるときは、その助成の限度において行わない。

(決定の取消及び返還)

第11条 市長は、助成決定者が偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたときは、助成金の交付決定を取り消し、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

2 市長は、補装具業者が偽りその他不正の行為により助成金の支払を受けたときは、当該補装具業者に対し、その支払った額を返還させることができる。

(調査)

第12条 市長は、この事業の実施に必要な限度において、難聴児又は難聴児の保護者に対して、補聴器の購入費等の助成の可否の決定のために必要な事項について調査することができる。

2 市長は、必要があると認めるときは、補装具業者若しくはその事業所の従業者又はこれらの者であったものに対し、報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を求めることができる。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年6月27日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年1月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

様式第 1 (第 5 条関係)

補聴器購入費等助成申請書

年 月 日

岩倉市長 殿

申請者 住所
氏名

岩倉市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業実施要綱第 5 条の規定に基づき、次のとおり補聴器購入費等助成を申請します。

対象者	氏 名		生年月日	年 月 日生 (歳)
	住 所			
	電話番号			
助成を受けたい 補 聴 器		修理する場合 の修理箇所		
購入等をする 業 者				
備 考				

【同意欄】

(申請者の同意欄)

申請に係る所得調査のため、私の課税状況を確認することに同意します
申請者

(申請者の家族の同意欄)

申請に係る所得調査のため、私の課税状況を確認することに同意します

(続柄)

(続柄)

(続柄)

※申請者の家族の課税状況を市で確認するためには、それぞれから同意をいただく
必要があります。

様式第2（第5条関係）

補聴器購入費等助成についての意見書

氏名		生年月日	年 月 日生
難聴の原因となった疾病名	発生年月日 年 月 日 最終診察日 年 月 日		
経過及び現症	注：補聴器を必要とする理由が明確となるよう記載してください。 現在の聴力レベル 右 d B ・ 左 d B 聴性脳幹反応等の他覚的聴力検査法の結果を添付してください。		
必要とする補聴器の種類	() 型補聴器		
※ ここからは、両耳装用を必要とする場合のみ記入			
両耳装用を必要とする場合	両耳装用を必要とする理由（片耳装用では、十分な効果が得られない理由） 両耳装用経験（有（年 月～年 月）・無） （自費 ・ その他）		
上記のとおり診断する。 年 月 日 医療機関名 診療担当科 医師名			

※ 該当するものを○で囲み、必要事項をご記入ください。

様

岩倉市長

補聴器購入費等助成決定通知書

年 月 日付けで申請のありました補聴器購入費等助成については、次のとおり決定しましたので通知します。

助成番号		助成決定年月日	年 月 日
対象者	氏名	生年月日	年 月 日
	住所		
購入等をする補聴器			
購入等をする業者			
基準額	助成決定者負担額	公費負担額	
円	円	円	

注意事項

- この決定は、岩倉市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業実施要綱に基づくものです。
- 岩倉市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業実施要綱の規定に違反した場合には、助成の決定を取り消し、助成額に相当する金額の全部又は一部を返還してもらうことがあります。

様式第4（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

岩倉市長

補聴器購入費等助成却下通知書

年 月 日付けで申請のありました補聴器購入費等の助成
については、次の理由により却下します。

1 申請事項

2 却下の理由

様式第5（第6条関係）

第 号
年 月 日

岩倉市長

補聴器購入費等助成券兼代理受領委任状

助成番号			助成決定年月日	年 月 日
対象者	氏名		生年月日	年 月 日
	住所			
購入等をする補聴器				
購入等をする業者				
基準額		助成決定者負担額	公費負担額	
円		円	円	
<p>この補聴器を確かに受領しました。 また、この補聴器購入費等の受領の権限を上記業者に委任します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">氏名</p>				